

答 申 第 1 0 2 号  
平成28年 7月21日  
(諮問公第117号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成27年1月7日付けで、「昨年10月行われた「川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会」のアンケートで、回答書（1937人分）そのもの」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年1月23日付け原安第115号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年3月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「原安第115号」で、該当請求文書の「自由意見」及び「欄外コメント」を開示しないとした判断に異議があるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当するとした理由について、原子力安全対策課に問い合わせたところ、県が保有する「情報公開条例の手引」において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」対象事例として、匿名の作文や無記名の個人著作物などが挙がっており、今回の自由意見がそれに類似するとの判断だと聞いた。

ところが、今回県が行ったアンケートの「自由意見」欄は、基本的に説明会についての意見や原発再稼働についての賛否、今後のエネルギー政策のあり方についての意見など説明会参加の趣旨から考え、一定程度、内容が類推できるものである。

つまり、手引で示しているような作文や著作物とは大きく異なり、「なお個人の権利利益を害するおそれがある」と強く懸念するに該当しない内容であり、手引を参考にした県の判断は誤っており、条例第7条第1号に該当しないと考える。

イ 原子力安全対策課は、「自由意見」欄などを非公表とする判断をしたことが明らかになった後、「個人情報をきちんと保護しつつ公表できるか検討したい」などと述べている。

非公表の判断の直後、このような検討を表明すること自体が、県の判断の根拠が薄いことを自ら認めたと同じである。そもそも、個人情報をきちんと保護する必要があるような「自由意見」になっているのか、「再稼働賛成、反対」、「説明会はわかりやすかった、わかりにくかった」などの内容が、保護するに値するのか再検証を願いたい。

ウ 諮問実施機関は異議申立ての後、自由意見の記載の一部を公表した。それをみると、「審査内容に関する意見」、「再稼働の必要性及びエネルギー政策に関する意見」、「九州電力による説明を求める意見」、「再稼働の賛否に関する意見」、「避難計画に関する意見」、「説明者に対する意見」、「会の運営に関する意見」、「その他」に区分される。

諮問実施機関がどのような基準でそれらを選択したか明確ではないが、それらのどこが処分理由説明書で主張する「匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、個人の内心に関する情報が含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」なのか大いに疑問である。これらの内容を拝見し、「なお個人の権利利益を害したりするおそれがあるもの」に該当するのか、さらに疑問が深まった。審査会は、その点を是非とも詳細にご検証いただきたい。

エ 知事は今回の説明会の実施に先立ち、来場者にアンケートを行い、その結果を再稼働の判断材料にする意思を再三県民に表明しており、原子力安全対策課は、アンケートを集計し、Q4「説明会に参加しての全体的な感想」などの項目について、該当市町ごとに回答率などを公表済みである。知事の再三の表明では、どのような質問を行い、どのような判断の基準とするのか、明確な事前説明はなかったが、少なくとも知事は、アンケート結果は何らかの形で公にすることをアナウンスしていたと捉えることができる。

つまり、アンケート回答者に対し、公表を約していないとまで言い切れない。別の言い方をすると、回答者は、当然名前公表は想定していないが、アンケート結果が何らかの形で公になることを前提としていたとも言える。

このことから、条例第7条第6号の規定にも該当しないと考える。

オ 諮問実施機関は処分理由説明書で、「アンケート回答者が公表されることを前提に回答したものではなく個人の内心に関する情報が含まれていることから、その内容を公にすることにより、回答者は自分の意見を公表されることを危惧し、今後アンケート調査への協力を躊躇する」と主張している。ところが、諮問実施機関は「自由意見」の一部を公表した。「公表されることを前提に回答したものではない」と一方的に回答者の心証を決めつけながら、自らは一部を公表していることに、大きな自己矛盾を抱えている。そのことは、そもそも知事がアンケート結果を何らかの形で公表することを表明していたことと合わせて考えると、余計にその矛盾が際立つ。

カ 平成23年6月23日、玄海原発の再稼働をにらみ、資源エネルギー庁が行った佐賀県民向けのケーブルテレビ番組において、投稿メール、FAXで同庁は意見を募った。特段、公表を前提とするアナウンスは同庁からはないが、事後、同庁に情報公開請求したところ、メールアドレスなど個人を特定する情報を除き、意見は全て開示された。このことから、今回、担当課が積極的に公文書の開示を行おうとしているのか、大いに疑問である。

キ 資源エネルギー庁に対する申立人のかつての情報公開請求から、諮問実施機関の開示姿勢の不十分さについて指摘した。当時、エネ庁に対してケーブルテレビ番組の視聴者から送られたメールによる意見の写しの一部を参考に添付した。メールアドレス以外はすべて公開されている。諮問実施機関が、自由意見を「公表しない」としつつ一部公表した矛盾を抱えながら、情報を小出しにするという、きわめて消極的な開示姿勢であることが、再確認いただけると思う。このような事例が放置されることは、積極的な開示を目指す県条例の趣旨に大いに反すると思われる。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会」アンケート用紙（第1回～第5回）

#### (2) 一部開示決定の理由

##### ア 「個人の氏名」

##### (ア) 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

##### イ 「自由意見」及び「欄外コメント」

##### (イ) 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

a 当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

異議申立人は、アンケートの「自由意見」欄は、基本的に説明会についての意見や原発再稼働についての賛否、今後のエネルギー政策のあり方についての意見など、説明会参加の趣旨から考え、一定程度、内容が類推できるものであり、手引で示すような作文や著作物とは大きく異なり、「なお個人の権利利益を害するおそれがある」と強く懸念するに該当しない内容であるとみられ、条例第7条第1号には該当しないと主張する。

しかしながら、「自由意見」及び「欄外コメント」部分に記載された情報は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、個人の内心に関する情報が含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたものである。

b 川内原発の再稼働問題は、意見が相違することによる人間関係の悪化など、地元住民にとっては、非常にセンシティブな問題である。

そのため、再稼働の賛否に関する意見はもちろんのこと、説明会の運営に関する意見についても、再稼働に賛成であれば説明会の運営にも肯定的に、反対であれば否定的になる傾向があると考えられることから、説明会の運営に関する意見についても、開示することにより、個人の思想が公になるおそれがあるため、不開示とした。

(イ) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当

a 当該情報は、公にすることにより、アンケート事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。

異議申立人は、知事の再三の表明で、どのような質問を行い、どのような判断の基準とするのか、明確な事前説明はなかったが、少なくとも知事はアンケート結果は何らかの形で公にすることをアナウンスしていたと捉えることができ、アンケート回答者に対し、公表を約していないとまで言い切れない、別の言い方をすると、アンケート回答者はアンケート結果が何らかの形で公になることを前提としていたと言えることから、条例第7条第6号に該当していないと主張する。

しかしながら、「自由意見」及び「欄外コメント」に記載された意見そのものについては、アンケート回答者が公表されることを前提に回答したのではなく、個人の内心に関する情報が含まれていることから、その内容を公にすることにより、回答者は自分の意見を公表されることを危惧し、今後アンケート調査への協力を躊躇することによって、率直な意見が記載できなくなるなどの事態が生じるおそれがある。そのため、公にすることにより、当該アンケート事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたものである。

b 自分の意見が公表されることを望む回答者がいることは理解できるが、一方では、公表されることに対する不快感や、筆跡等から特定の個人を識別されるのではないかとの不安感を持ち、公表を望まない回答者もいると考えられる。

自由意見の内容から、公表を望む回答者なのか、望まない回答者なのかを判断することは困難であり、公表を望まない回答者の自由意見を公表した場合、今後のアンケート調査への協力が得られなくなるおそれがあることから、不開示とし

たものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月30日	諮問を受けた。
5月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
5月11日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
5月21日	異議申立人から意見書を受理した。
平成28年2月17日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
4月27日	諮問の審議を行った。
5月20日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
6月17日	諮問の審議を行った。
7月20日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

本件対象公文書の内容は、「アンケート回答者の居住地、性別、年代」、「説明会を知ったきっかけ」、「説明会で理解できなかった項目」及び「説明会に参加した感想」について複数の選択肢から回答させる設問部分と「自由意見」の記載欄で構成されている。

また、回答者の氏名の記載欄はないが、回答者自ら「個人の氏名」を記載しているもの、「自由意見」の記載欄外に「欄外コメント」を記載しているものもある。

実施機関は、「個人の氏名」を条例第7条第1号、「自由意見」及び「欄外コメント」を条例第7条第1号及び第6号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

上記2(2)のとおり、異議申立人は本件処分の一部を取り消し、「自由意見」及び「欄外コメント」の開示を求めるものであることから、「自由意見」及び「欄外コメント」が実施機関の主張する条例第7条第1号及び第6号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

###### イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

###### (ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 「自由意見」及び「欄外コメント」の条例第7条第1号該当性

「自由意見」及び「欄外コメント」について、実施機関は、回答者個人の思想が多く含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたとしている。

しかし、「自由意見」及び「欄外コメント」は、自筆で書かれたものであることから、公にすることで、筆跡や記載内容と、開示されている居住地、性別、年代等の情報により、日頃から回答者の筆跡を見る機会のある者等の一定の範囲の者が回答者である特定の個人を識別しうる可能性があると考えられる。

よって、「自由意見」及び「欄外コメント」は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文の不開示情報に該当する。

また、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、「自由意見」及び「欄外コメント」は、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、結果として、実施機関が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした点は妥当である。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ケ) 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

(イ) 「自由意見」及び「欄外コメント」の条例第7条第6号該当性

対象公文書は、実施機関が川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する説明会を実施するに当たり、説明内容について説明会参加者の理解が得られたか把握することを目的としたアンケート調査である。

よって、対象公文書は、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

審査会において、「自由意見」及び「欄外コメント」の記載内容を見分したところ、その内容は、川内原子力発電所の再稼働の賛否や新規制基準適合性審査内容に関する意見、原子力発電所の立地する自治体に居住する不安、日本の発展のために原子力発電を活用すべき等という回答者の率直な意見や感想が具体的に記載されていた。

「自由意見」及び「欄外コメント」については、公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容や筆跡と、開示されている居住地、性別、年代等の情報により、特定の個人が識別されてしまうのではないかと不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。

「自由意見」及び「欄外コメント」を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「自由意見」及び「欄外コメント」について、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。